

三宅島で手鉈遊漁を楽しむ皆様へ

最近、手鉈遊漁者（遊泳しながら鉈・ヤス等の漁具を使って魚などを獲る人）の沖合いへの進出により、漁船との接触未遂事故が起きております。

そのため、接触事故を未然に防ぎ、安全に手鉈遊漁を楽しんでいただくために、関係団体とともに「三宅島手鉈遊漁ルール5箇条」を作りました。

皆様には、この主旨をご理解いただくとともに、ルールの遵守についてご協力をお願いします。

三宅島手鉈遊漁ルール5箇条

1. <漁船との接触防止>

○三宅島では漁業が盛んで、漁船が高速で航行する海域が数多くあり、これらとの接触事故を防止するため、別紙「三宅島手鉈遊漁ポイントマップ」においては、船主は十分に注意して航行しますが、手鉈遊漁者も十分に注意して遊泳し、出来るだけ沖合いには出ないようにして下さい。

2. <フロートの携帯>

○手鉈遊漁中であることが船舶から認識しやすいように、遊漁中には、「黄色」または「オレンジ色」等の海面でも目立つ色のフロート（ボンデンやタンポ）を必ず携帯するようにして下さい。

3. <漁業・ダイビング等とのトラブル防止>

○手鉈の使用が他人の迷惑とならないよう、漁業・ダイビングや釣りなどが行われている海域では手鉈遊漁を自粛して下さい。

4. <資源保護区での手鉈遊漁の自粛>

○三宅島では漁業資源保護を目的に資源保護区が設定されておりますので、別紙「三宅島手鉈遊漁ポイントマップ」に掲載されている保護区での手鉈遊漁はご遠慮ください。

5. <密漁行為の禁止>

○イセエビ・トコブシ・サザエ・天草・トサカノリなど漁業権魚種の採捕禁止。

水中銃の使用は禁止されています

三宅島をはじめ東京都全域の海面（伊豆諸島や小笠原諸島も含む）では、東京都漁業調整規則により水中銃（スピアガン、発射装置付きの鉈やヤスなどの刺突漁具類）の使用は禁止されています。

詳細につきましては、東京都三宅支庁産業課水産係（TEL：04994-2-1312）、または東京都産業労働局農林水産部水産課（TEL：03-5320-4850）までお問い合わせ下さい。

<火山ガスに係る注意事項について>

三宅島では火山ガスの噴出が続いております。安全に手鉈遊漁をしていただくため、ガスマスクの携帯や高濃度地区には立ち入らない等「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」を遵守してください。

※ なお、皆さまのご意見を参考に、実態に即した安全性の高いルールになるよう、定期的に見直す予定です。ご意見等がございましたら下記へお知らせ下さい。

1. 三宅地区海面利用協議会事務局（三宅村役場観光産業課）

TEL：04994-5-0992

2. 三宅島観光協会

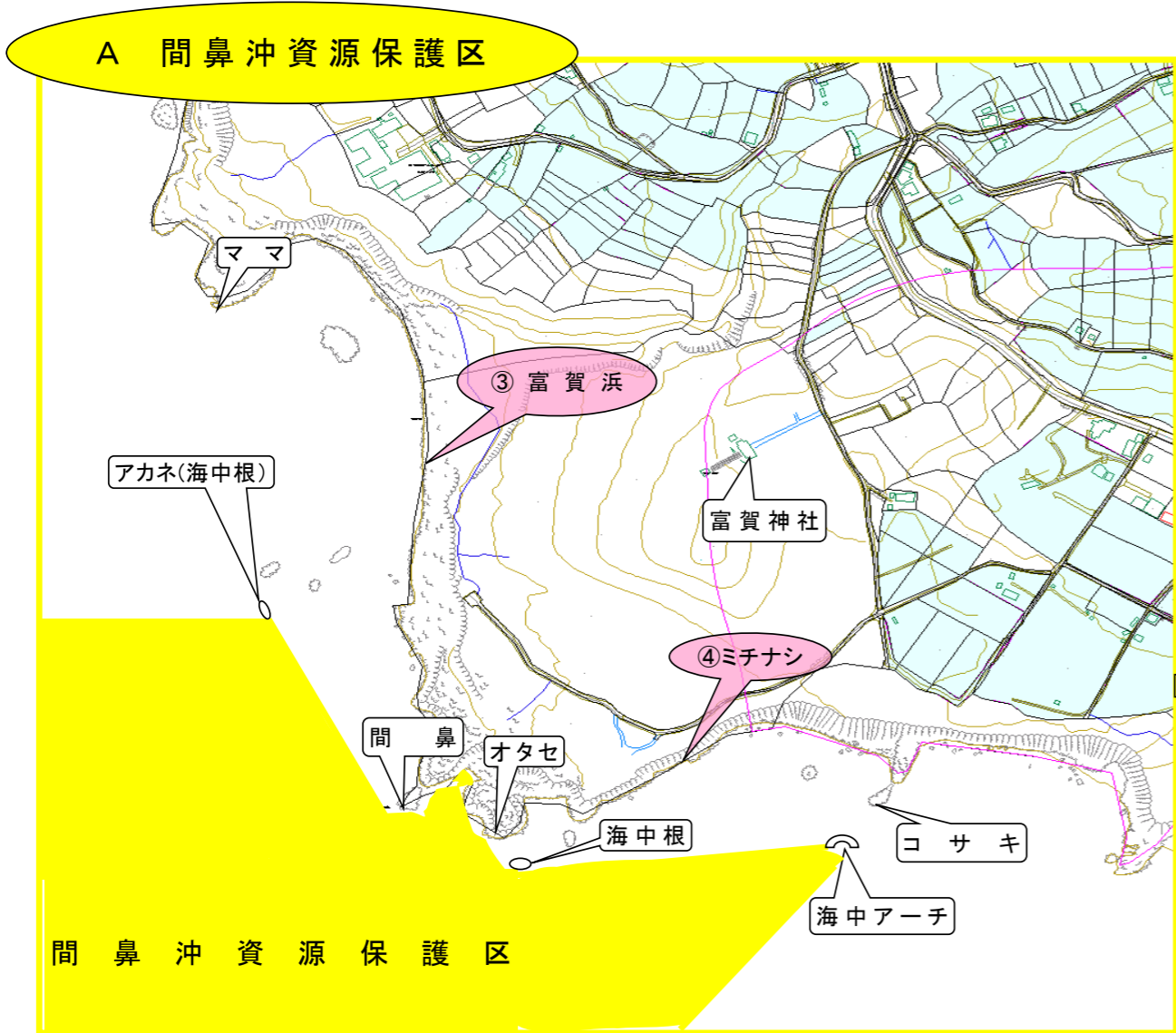
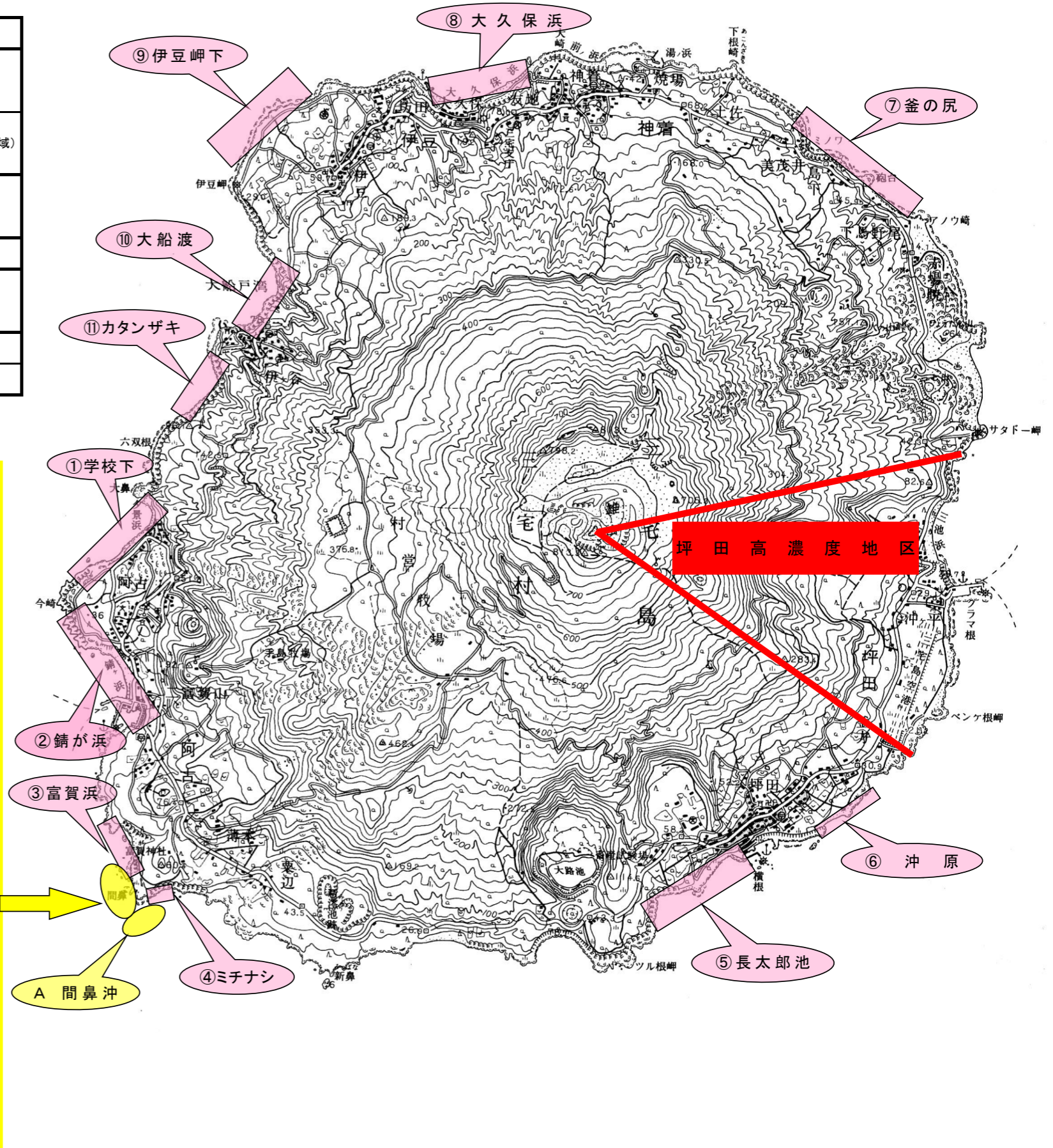
TEL：04994-5-1144

3. 三宅島漁業協同組合

TEL：04994-5-0011

三宅島手鉾遊漁ポイントマップ

地区	手鉾遊漁者遊泳海域	資源保護区
阿古地区	① 学校下 (タイマ～タイサブロウの周辺海域)	A 間鼻沖 (ママ～コサキ沖の海域)
	② 錆が浜 (棧橋の先端～今崎の周辺海域)	
	③ 富賀浜 (ママ～間鼻の周辺海域)	
	④ ミチナシ (オタセ～コサキの周辺海域)	
坪田地区	⑤ 長太郎池 (トコヤブラ～漁港岸壁の周辺海域)	
	⑥ 沖原 (ヒラカタ～コーボの周辺海域)	
神着地区	⑦ 釜の尻 (ボウズネ～オオネ周辺海域)	
伊豆地区	⑧ 大久保浜 (漁港中棧橋～ジョウネの周辺海域)	
	⑨ 伊豆岬下 (コバマ～伊豆岬の周辺海域)	
伊ヶ谷地区	⑩ 大船渡 (伊ヶ谷棧橋～ハカシタの周辺海域)	
	⑪ カタンザキ (カタンザキ～タカママの周辺海域)	



◎「資源保護区」内での手鉾遊魚はご遠慮ください。

◎東京都漁業調整規則により、水中銃(スピアガン・発射装置付きの鉾やヤス等の刺突漁具類)の使用は禁止されています。